

2026年8月28日  
ジェイコム少額短期保険株式会社

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和8年8月27日から大雨に伴う災害」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2026年10月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。  
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

| 適用都道府県 | 適用市町村                                | 法適用日  |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 富山県    | 高岡市<br>氷見市<br>小矢部市<br>射水市            | 8月27日 |
| 石川県    | 羽咋市<br>羽咋郡志賀町<br>羽咋郡宝達志水町<br>鹿島郡中能登町 | 8月27日 |

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）